

新潟市健幸づくり応援食品認定制度運用要綱

第1 目的

機能性に関する科学的報告がある成分を含む食品及び、健康づくりに配慮された食品に関し、本市独自の認定を付与することにより、本市に関わりのある食品のブランド化、差別化による高付加価値化の実現を図るとともに、市民に対し健康維持・増進に関する情報提供を行うことを目的とする。併せて、本市で行っている健康づくりの取組みとの連携を図り、市民の健康寿命の延伸に寄与することを目指す。

第2 申請対象者

- 1 別に定めるものを申請対象者とする。なお、以下に該当する場合は申請することができない。
 - (1) 市町村税（特別区においては区税）に未納がある場合
 - (2) 食品表示法、食品衛生法、健康増進法等の食品及び食品の安全に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又は不利益処分を受け、その不利益処分のあった日から3年を経過しない場合
 - (3) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合

第3 認定対象食品

- 1 認定対象食品は、サプリメントを除く別に定める要件に適合する食品とする。
- 2 食品又は関与成分が、ビール等のアルコール飲料や、ナトリウム、糖分等を過剰摂取させることとなるものではないこと。
- 3 同種の食品と比較し、栄養成分の組成を著しく損なったものでないこと。
- 4 特定の疾病に罹患している者を対象としていないこと。
- 5 その他市長が認めるもの。

第4 認定対象成分

認定対象成分は、食品の原材料となる素材に含まれる成分のうち別に定めるものとする。

第5 申請及び認定

- 1 申請対象者は、その生産又は製造する食品について、第2から第4の要件の全てに適合する場合は、第7の表示を行う食品として認定を受けるための申請をすることができ

る。

- 2 市長は、申請対象者から申請があった食品について、第6第1項に定める認定基準に適合すると認める場合は第7第1項第1号の表示（以下、「パターンA」という。）、第6第2項に定める認定基準に適合すると認める場合は第7第1項第2号の表示（以下、「パターンB」という。）を行う食品として認定することができる。
- 3 市長は、認定にあたり、必要に応じて条件を付すことができる。
- 4 市長は、第2項の規定にかかわらず、当該食品の安全性が確認されない場合は認定を行わないことがある。

第6 認定基準

1 パターンAに係る認定基準

- (1) 第三者機関により認定対象食品に含まれる表示の対象とする栄養成分（以下、「対象栄養成分」という。）の分析が行われていること
- (2) 前号の分析においては、別に定める測定及び算出の方法を用いること
- (3) 日本食品標準成分表に掲載の同種の食品と比べ、対象栄養成分の含有量について10%以上の増減が認められること
- (4) 対象栄養成分の含有量は、別に定める上限値を超えないこと
- (5) 上限値の規定がない対象栄養成分は、過剰摂取にならない含有量とすること

2 パターンBに係る認定基準

ヒト介入試験が関与成分で行われており、その研究成果についての論文を提出すること。

なお、ヒト介入試験及び論文については、以下の基準の全てに適合すること。

- (1) 研究についての論文の科学的水準に関する基準
国内外の学術論文誌に掲載された論文であること（ただし、論文の研究成果について同分野の複数の専門家による検証や評価を行う査読が行われている学術論文誌に限る。）
- (2) 研究についての論文の内容に関する基準
 - ① 特定の疾患、疾病の治癒又は予防を意図した論文でないこと
 - ② ヒト介入試験が日本国内で行われていること
 - ③ ヒト介入試験で用いる関与成分が、認定対象食品に含まれている関与成分と同じ由来であり、同等程度含有されていること
 - ④ 論文の研究対象とされた関与成分に係る健康の維持、増進効果に関する研究内容が、既知の科学的知見に照らして著しく合理性を欠くものでないこと
- (3) 安全性に関する基準
 - ① 申請事業者において関与成分の安全性を確認し、別に定める資料の提出を行うこと
 - ② ヒト介入試験時における食品の摂取方法が認定対象食品の摂取方法と同様であるととともに、認定対象食品に含有される成分量がヒト介入試験時の摂取量

と同等程度であること

(4) その他

認定申請において、他者が作成した論文を提出する場合は、作成者等の許可を得ていること

第7 認定食品にかかる表示

1 認定基準を満たしたものとして市長の認定を受けたもの（以下、「認定事業者」という。）は、認定を受けた食品（以下「認定食品」という。）の容器包装又は容器の見やすい場所（以下「容器包装等」という。）に以下の表示をするものとする。

ただし、〈対象栄養成分〉及び〈関与成分〉には具体的な成分の名称、〈日本食品標準成分表に掲載の同種の食品名〉には比較対象とした日本食品標準成分表に掲載の同種の食品の名称を記載するものとし、〈対象食品に含まれる対象栄養成分の含有量〉及び〈日本食品標準成分表に掲載の同種の食品における対象栄養成分の含有量〉には具体的な数値、〈単位〉には対象食品の内容重量、内容体積又は内容数量を記載するものとする。

(1) 第6第1項の認定基準を満たしたものとして市長の認定を受けたもの

健康な身体づくりのためにこの食品の〈対象栄養成分〉の含有量を新潟市が認定したものです。

（本品〈単位〉あたり：〈対象食品に含まれる対象栄養成分の含有量〉、日本食品標準成分表の同種の食品（〈日本食品標準成分表に掲載の同種の食品名〉）〈単位〉あたり：〈日本食品標準成分表に掲載の同種の食品における対象栄養成分の含有量〉）

(2) 第6第2項の認定基準を満たしたものとして市長の認定を受けたもの

この食品が含有する〈関与成分〉は、『健康な身体づくりのための科学的な報告』があることを新潟市が認定したものです。

2 認定事業者は、認定食品の容器包装等に別に定めるところにより、次に掲げる事項を表示するものとする。

(1) 摂取方法

(2) 健康増進法の許可を受けた特定保健用食品との違いの説明

(3) 摂取上の注意

(4) 利用上の注意

(5) 食品表示法に基づく栄養表示

(6) 認定食品に含まれる対象栄養成分又は関与成分の量

3 認定事業者は、認定食品の容器包装等に別に定める新潟市健幸づくり応援食品認定マーク（以下「認定マーク」という。）及び認定番号を表示するものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、第2項第1号から第6号については容器包装等に表示することが困難な場合には、認定食品に添付する文書又は市長と協議した方法により表示することを認めることとする。

ただし、その旨を容器包装等で表示するものとする。

5 何人も、認定食品以外の食品について、第1項、第3項の表示又は認定食品と誤認

されるおそれのある表示をしてはならない。

第8 栄養機能食品との併記

- 1 第7第1項第1号及び第2項の規定にかかわらず、認定食品が食品表示基準第2条第1項第11号に定める栄養機能食品の要件を満たし、かつ第6第1項の対象栄養成分と同一であるときは、認定事業者は認定食品の容器包装又は容器の見やすい場所に明確な枠を設け当該枠内に次のとおり表示するものとする。

健康な身体づくりのためにこの食品の〈対象栄養成分〉の含有量を新潟市が認定したものです。

(本品〈単位〉あたり：〈対象食品に含まれる対象栄養成分の含有量〉、日本食品標準成分表の同種の食品(〈日本食品標準成分表の同種の食品名〉)〈単位〉あたり：〈日本食品標準成分表に掲載の同種の食品における対象栄養成分の含有量〉)

※栄養機能食品としての機能について新潟市による個別審査を受けたものではありません。

- 2 前項の表示において、〈対象栄養成分〉には表示の対象とする栄養成分の具体的な名称、〈日本食品標準成分表に掲載の同種の食品名〉には比較対象とした日本食品標準成分表に掲載の同種の食品の名称を記載するものとし、〈対象食品に含まれる対象栄養成分の含有量〉及び〈日本食品標準成分表に掲載の同種の食品における対象栄養成分の含有量〉には具体的な数値、〈単位〉には対象食品の内容重量、内容体積又は内容数量を記載するものとする。
- 3 第1項の表示を行う認定事業者は、第7第3項の認定マーク及び認定番号の表示について、第1項に定める枠の中に表示しなければならない。

第9 機能性表示食品との併記

- 1 第7第1項第2号及び第2項の規定にかかわらず、認定食品が食品表示基準第2条第1項第10号に定める機能性表示食品の要件を満たし、かつ第6第2項の「健康な身体づくりのための科学的な報告」が当該機能性表示食品の要件に定める「機能性の根拠」と同一であるときは、認定事業者は認定食品の容器包装又は容器の見やすい場所に明確な枠を設け、当該枠内に次のとおり表示するものとする。

この食品が含有する〈関与成分〉は、『健康な身体づくりのための科学的な報告』があることを新潟市が認定したものです。

※機能性表示食品としての機能について新潟市による個別審査を受けたものではありません。

- 2 前項の表示において、〈関与成分〉には科学的な報告がある成分の具体的な名称を記載するものとする。
- 3 第1項の表示を行う認定事業者は、第7第3項の認定マーク及び認定番号の表示について、第1項に定める枠の中に表示しなければならない。

第10 募集及び申請

- 1 認定に係る募集は、別に定める期間に行う。
- 2 認定を受けようとする事業者は、第1項の募集期間内に、別に定めるところにより、個別の食品毎に市長に申請するものとする。
- 3 申請に要する費用の負担は申請事業者の負担とする。

第11 認定の実施

- 1 認定に関する専門的見地を得るため、必要の都度、識者等で構成する新潟市健幸づくり応援食品認定制度推進委員会（以下「委員会」という。）において、委員の意見を聴取する。
- 2 認定は、委員会の意見を聴いた上で市長が行う。
- 3 市長は、必要に応じ申請事業者に対してヒアリングの実施及び追加資料を求めることができる。この場合の費用は、申請事業者の負担とする。
- 4 市長は、認定基準を改正する場合には、委員会の意見を聴くものとする。
- 5 委員会の運営については、別に定める。

第12 認定の公表及び有効期間

- 1 市長は、認定をしたときは、申請事業者に通知するとともに、その旨を新潟市のホームページにおいて公表する。
なお、認定しないことを決定したときは、その理由を付して申請事業者に通知するものとする。
- 2 認定の有効期間は、認定の日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。
- 3 認定事業者は、第2項の有効期間終了後も認定を継続させようとするときは、認定の有効期間が終了する前の11月1日から30日に、別に定めるところにより、市長に認定の更新を申請するものとする。この場合、当該認定の決定までの期間中は、有効期間にかかわらず認定食品とみなすものとする。
- 4 認定更新後の有効期間は、更新申請され市長により認定の決定がなされた時には、その日から起算して3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

第13 市長への届出

認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、各号に定める期間内に別に定めるところにより、市長に届け出るものとする。

- (1) 認定食品の認定に関わる全ての仕様を変更しようとするときは、変更を予定している日の30日前までに市長に届け出るものとする。
- (2) 認定食品に含まれる認定対象成分の含有量が、申請時の含有量と異なることが判明した場合、判明した日から30日以内に市長に届け出るものとする。
- (3) 認定食品に含まれる関与成分について、健康の維持、増進効果を否定されるなど

の新たな知見が出た事実を認定事業者が知ったときは、その事実を知った日から30日以内に市長に届け出るものとする。

- (4) 認定食品による健康被害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、直ちに市長に届け出るものとする。

第14 認定の取消及び取下

- 1 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消すことができる。
 - (1) 認定食品の申請、届出及び報告の内容に虚偽があったとき
 - (2) 認定後に食品衛生法、健康増進法等の食品に関する法令により、罰金以上の刑に処せられ又は不利益処分を受けたとき
 - (3) 認定後に認定事業者が申請対象者要件に適合しなくなったとき、及び認定食品が認定対象食品要件及び認定基準に適合しなくなったとき
 - (4) 認定事業者が第13の規定による届出をしなかったとき
 - (5) 認定事業者が第15の規定による報告をしなかったとき
 - (6) 正当な理由がないにもかかわらず、認定から1年以内に認定食品の販売がなされないとき
 - (7) 第2第1項第3号に該当すると認められたとき
 - (8) その他市長が必要と認めるとき
- 2 第1項の取消により認定事業者に損失が生じたときは、当該認定事業者がその損を負う。
- 3 認定事業者は、認定食品の販売を終了したとき、又は認定継続の意志を失った時は、別に定めるところにより、市長に認定の取下げについて届け出るものとする。
- 4 市長は、第1項の規定による認定の取消又は第3項の届出を受理したときは、速やかにその旨を新潟市ホームページにおいて公表する。

第15 認定事業者の責務

- 1 認定事業者は、認定食品に係る品質を維持し、安全性を確保するため、適切に認定食品の製造又は生産・管理を行うものとする。
- 2 認定事業者は、毎年6月30日までに、前年度の認定食品の販売状況について別に定めるところにより市長に報告するものとする。
- 3 認定事業者は、消費者との間において認定食品に係る品質、安全性等の問題が生じたときは、自らの責任においてその処理を行うものとする。

第16 報告等

市長は、この要綱の施行に必要な範囲内において、申請事業者及び認定事業者から報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、既に認定を受けている食品の認定にかかる表示は、施行日以後、パッケージを増刷等する際に適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。